

胆江地域県立病院運営協議会の開催案内(公開)

胆江地域県立病院運営協議会を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続に従って傍聴してください。

平成 30 年 7 月 10 日

胆江地域県立病院運営協議会

1 開催日時

平成 30 年 8 月 20 日 (月) 14 時 00 分から 16 時 00 分まで

2 開催場所

岩手県立胆沢病院 大会議室 (2 階)

3 議題

(1) 胆江地域県立病院の運営について

(2) その他

4 傍聴定員

10 人

5 傍聴手続

(1) 傍聴希望者は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。会場で受付を行いますので、受付用紙に氏名と住所をご記入願います。

(2) 受付開始時間は、当日の 13 時 30 分からです。

(3) 傍聴の受付は先着順に行い、定員になり次第終了しますので、ご了承ください。

(4) 傍聴に当たっては、傍聴要領を遵守願います。

6 問い合わせ先

奥州市水沢字龍ヶ馬場 61 番地

岩手県立胆沢病院事務局 (電話 0197-24-4121)

担当：事務局次長 (内線 1003)

7 その他

岩手県立胆沢病院ホームページアドレス「<http://www.isawa-hp.com/>」

傍 聴 要 領

胆江地域県立病院運営協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、協議会の会長の許可を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なお、これに従わないときは、退場していただく場合があります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、協議会の会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。